

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第二章 供出の米麦価をめぐる斗争

## 第一節 米麦統制撤廃反対運動

一、政府の統制撤廃の企図 政府は自由党公約の「一千億減税」「米麦統制撤廃」の方針にもとづき、昨年来機会あるごとにその方針の実現をはかってきたが、その都度農民団体の強力な反対運動やドッジ書簡等によって阻止されてきた。本年度に入るや再び麦の統廃が企図せられ、一定価格による国内産麦の無制限買入れ、市場への売渡し政策への転換が、自由党ならびに政府の了解のもとに実現されようとする形勢となった。すなわち五一年一月の自由党大会で主食統廃を再確認し、三月二十九日には麦の統制撤廃を内容とする「食糧管理法の一部を改正する法律案」が衆院を通過して参院に上程されたが、反対一二六対賛成六四で否定された。しかし自由党は統制撤廃の方針を変えず、広川農相はまず、五一年産麦の供出後の自由販売、ついで供麦廃止から米の統制撤廃に進むと言明し、後任の根本農相も秋田遊説中「五二年度予算で米の自由販売を準備している」旨発表した。この裏には、予算編成に関するマーカット池田会談で「マ局長は財政上の理由で自由販売に賛成した」ことが明らかとなり、講和条約の締結、対日援助費の廃止、再軍備費、治安費の増大等の事情から、食糧統制に伴う財政上の赤字(輸入補給金二二五億一般会計から食糧特別会計への繰入金一五〇億、食糧関係人件費二〇億円)の削減が着目されたと見られる。そして政府が統制撤廃可能と見た一つの根拠は、朝鮮事変の局地化にともない世界食糧事情が緩和される傾向にあり、したがって大量の外国産食糧を輸入することが可能であるとの見透しを立てたことである(一九五〇年七月から五一年六月までに二八五万トン輸入の計画)。

さて九月二七日の政府与党懇談会では、麦は明年一月から、米は四月から統制を全廃することがきめられた。しかし自由党内部でも農村出身代議士の多くは撤廃論には必ずしも同調せず、少くとも米については五二年度まで撤廃を延期するよう農相に申入れる等の動きもあり、また農林官僚の中でも反対意向が強かった。九月二十九日の閣僚懇談会でもこの動きが反映し、政府は外米百万石の追加輸入や輸入補給金の継続を決定し、とくに統廃にともなう米価昂騰により労働者の賃上げ闘争が激化することを憂慮して労働対策を樹立する等の方針が決定された。

政府の統制撤廃方針が表面化すると、共産、労農、社会、民主の各政党はじめ社革、農協党、緑風会もあげてこれに反対、日農両派、全農、全農連等の農民団体、農協連等の農業団体労組、主婦連等もひとしくこれに反対、ここに広汎な反自由党戦線が形成されるにいたった。政府はこれに対し既定方針を一部修正するにいたったが、一〇月三日の政府与党懇談会ではいぜんとして、麦は一月、米は四月から供出配給制を廃止する方針を確認し、同二四日には、本年度の米供出量二、五〇〇万石とし、四月から統制撤廃はあくまで強行すると決定した。

二、農民団体の撤廃反対運動 すでに年初から農民団体は、政府の企図する統制撤廃が農民の

犠牲において一部富農層と米穀商人、投機業者に利得を与え、また輸入食糧の増大は国内農業生産への重大な脅威であるとして強力な反対意向を表明してきたが、二月二日には緊急食糧対策実行委員会は政府に統廃反対の要請書を提出し三月一五日には東京燃料会館および衆院第一議員会館において麦類統制撤廃反対全国農民代表者大会が開催された。主催団体は農復、日農、全農、全農連、開拓連、全指連等の団体で、つぎの宣言、決議を決定し政府外関係方面にこれを手交、撤廃反対の申入れをした。

### 宣言

(前略)この麦類の統制撤廃が外国産食糧の大量輸入によるわが国農業の犠牲を踏み台にしてはじめて可能とされることはわれわれが今日までしばしば指摘してきたところである。しかも国内国外の諸情勢はかかる輸入食糧に一方的に依存する政策の実現をすら許さない実情にあることにかんがみるとき、政府今回の麦類統制撤廃策は、農民に対しては低価格を強要し、消費者大衆に対しては流通の混乱にもとづく市価の変動によって家計をますます圧迫し、結局大資本の利益に奉仕する政策であるといわなければならない。……(中略)われわれは本日のこの大会を本日限りの要請、陳情に終らせることなく、かかる反農民的政策打破のため、村や部落における農民運動のより強い展開の一契機として、あくまで政府の食糧政策に抗して闘いぬき、真に農民と消費者大衆のための食糧管理制度の実現を目ざして邁進することを誓い、かかる事態から生ずる食糧の生産および流通において生じ得べき一切の混乱の責任はすべて政府にあることを明らかにするものである

### 麦類統制撤廃に関する決議

(前文略)当面麦類の取扱いについてはつぎの基本的事項の即時実施を強く要求するものである。

#### 記

一、麦類の統制は撤廃しないこと。

二、麦類の政府買入価格は差当り現行対米比率(裸、小麦八一・三%、大麦七〇%)を下らないこととし、速やかに合理的な麦価形成方式を確立すること。

三、麦類の統制方式は第三号決議の方式によりこれを行うこと。

(註 第三号決議の内容は、主要食糧の国家管理、農民の自主申告にもとづく食糧の無制限政府買入れ、食糧管理農民委員会の設置、輸入食糧の管理等)

三、日農(統一派)の方針 日農統一派は、米麦統制撤廃の本質は「一、講和締結に伴う再軍備が予想以上に急迫し、食糧統制に伴う直援間接の国家財政ふたんの切捨てを必要としていること。二、強権を伴う低米価供出制度に対する農民の不満反抗を巧妙にそらし、一部地主富農および業者の利益を部分的に保証することによって自由党の農村支配を強化する。三、金融、手持輸入食糧の操作によって流通過程を支配し、低米価による収奪政策を形を変えて強行し、日本農業の外国農業への隷属を強化していく」(「農民運動資料」第32 33合併号三二ページ)ことにあるとし、これに対する闘争方針をつぎのように決定している。

一、農民の各階層に与える影響を具体的に測定把握し各層に応ずる宣伝と方針を入れる。

二、半プロ貧農の闘争力を中心に中農との団結を強化し、富農をまきこむ統一戦線形成に努力するが、闘争の指導権は貧農中心におく。

三、農民の戦線統一を基礎に下から労働者勤労市民との同盟を結成し、大衆圧力により市町村会、農協等をも反対運動に立たせ国民戦線結成の方向に努力する。

四、低米価強権供出制度を粉砕し、第五回大会決定の民主的食糧管理を闘いとる。

五、次の方針で供出闘争を全組織をあげて闘う。

1 米価石当り一万円の実現、消費者価格値上げ反対

2 保有米六合の確保

3 天下り供出割当拒否、自主申告による供出

4 強権発動、検見、在米検査、供出督励等の反対(以下略)(前掲資料三三頁)

(なお日農統一派の方針、運動経過は、第五回大会記事を参照)

四、その後の統廃反対運動の経過 九月二九日には社会党が米麦統制撤廃反対を政府に申入れ、一〇月二日には福島県指導農協連が、組織的に反対運動展開を開始した。これをきっかけに同一日に

は山形、宮城、北陸三県の指導農協連合会が反対を決議、一三日には東京米穀小売商組合が撤廃促進を決議したのに対し、全指連、全販連はあげて反対を決議、二〇日には総評が全国労働者総蹶起大会で反対を決議し、ここに労農呼応して自由党政府の方針に反対する戦線が形成されはじめた。

一〇月二八日にはドッジ氏が来日し「米の統制撤廃は世界の一般的傾向と逆行する」と見解を表明し、他方野党連合協議会も共同声明を発して政府の方針に反対を表明したが、池田蔵相は撤廃方針不変を言明してゆずらなかつた。農民団体は一〇月一五日米麦統制撤廃反対全国農民代表者大会、同三一日には全国農協代表者会議、十一月七日には全国農民代表者大会実行委員会が、それぞれ撤廃反対を決議した。

#### 米麦の統制撤廃反対に関する決議

(前文略)米麦の統制撤廃は農業生産力の増大と日本経済の自立安定化を画餅に帰せしめる以外の何ものでもない。われわれはここに広汎なる消費大衆と共に政府がこの暴挙を敢えて放棄した左記のことに実施するよう要求する。

#### 記

一、米麦の強権供出を改め、生産者の自主的売渡申込制に対し再生産を補償する適正価格による政府の全量買上げ制度を根幹とする民主的食糧管理方式を確立すること

一〇月一五日 米麦統制反対全国代表者大会

政府は広汎な農民勤労者市民の反対とドッジ言明もあって十一月九日にいたり閣議で米の現行配給制度を明年十月まで存続することを決定、一日の知事会議では農相が明年十月までは供出後の自由販売もおこなわず、と言明せざるをえなくなった。これで米に関するかぎり農民側の要求は一応実現したのであるが、麦については政府の撤廃方針はかわらず、また五一年産米の供出割当をめぐって政府に対する農民側の闘争は新たな展開を示すにいたった(供米闘争の項参照)。

最後に、以上主として農民大会または代表者会議方式による統制撤廃反対運動の経過を記述したが、この運動にははじめから一定の性格と限界があつた事はいうまでもない。すなわち主催団体は農業復興会議参加の日農主体性派、全農、全農連、農協連等であり、特に農協の指導力は強力であり、大会の空気も反政府的ではあつてもけつて中貧農の要求を中心とする階級的なものは稀薄であり、結局中央における団体交渉に終っていることが多い。これは別項米麦価追加払全国大会についてのべたと同一の批判があてはまる。また日農統一派本部は一〇月一五日の全国代表者大会の決議を評して、「再軍備、治安費増大のための、統制撤廃の本質を故意にみおとしている」(「農民運動資料」第32・33合併号四七ページ)と言っているが、農協の線を通して動員された大会出席者の性格からすれば怪しむに足りないのである。しかし全国代表者大会がきわめて広汎な反政府国民戦線を形成し、統制撤廃を中止ないし延期せしめる上に効果をもつたことは疑ないであろう。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)